

日弁連総第98号
2010年(平成22年)2月15日

前橋刑務所長 要松信夫 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

勸告書

当連合会は、Xの申立てに係る人権救済申立事件(2006年度第32号人権救済申立事件)につき、調査の結果、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

前橋刑務所は、大韓民国が受刑者移送条約の締約国となった2005年11月1日以降、2007年11月20日までの間、同国籍の受刑者に対して同条約の内容を告知する義務があるところ、その履行を怠った。これは、同国籍被収容者の告知を受ける権利の侵害にあたる。今後、同様の権利侵害が行われることを厳に防止するため、前橋刑務所は、受刑者移送条約第4条第1項及び国際受刑者移送法第29条の適用を受けるすべての者に対し、それらの内容を告知すべきであり、特に、同条約の新規締約国の国民等に対して条約の内容の告知を怠ることなく、その告知を確実に行うよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙調査報告書記載のとおり。

**受刑者移送条約に関する人権救済申立事件
調査報告書**

2010年1月21日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 受刑者移送条約に関する人権救済申立事件(2 0 0 6 年度第 3 2 号
事件)
受付日 2 0 0 6 年 (平成 1 8 年) 1 2 月 1 3 日
申立人 X
相手方 前橋刑務所

調 査 報 告 書

日本弁護士連合会人権擁護委員会
委員長 石 田 法 子

下記申立人の申立てに係る人権救済申立事件について、下記のとおり本調査の結果を報告いたします。

記

第 1 結 論

前橋刑務所に対し、勧告書のとおり勧告することが相当である。

なお、この措置とは別途、法務省矯正局及び全国の矯正管区に、勧告書及び調査報告書を参考送付することが相当と考える。

第 2 申 立 て の 概 要

1 申立人は、前橋刑務所に収容中の大韓民国国籍の受刑者である。

申立人は、2 0 0 6 年 1 1 月 6 日付けで前橋刑務所に対して、受刑者移送条約について教示願いを出した。

その内容は以下のとおりであった。すなわち、「受刑者移送条約。欧州評議会条約 1 1 2 号の内容を告知する義務が前橋刑務所にあるが、何ら告知されていない。問題ではないのか。国内法規により優先されるはずです。」

2 それに対して、同年 1 2 月 8 日、前橋刑務所庶務課長より回答があった。

その内容は以下のとおりであり、特に謝罪もなかった。

(1) 条件を満たせば申し出をすることはできる。

(2) もっと早く告知できれば良かった。

(3) 申立人の国籍の大韓民国は締約が少し遅れたが、2005年10月頃に申立人に告知する義務があった。

(4) 外国人収容者が百何十名おり、告知しきれないのも分かってほしい。

3 2005年10月に前橋刑務所が告知義務を果たしていれば、当然その時点で申立人に国籍国への送付移送に対する希望を表明する機会があった。

4 申立人はその貴重な機会を奪われており、批准した受刑者移送条約が国内法規よりも優先される重みに鑑み、重大な人権侵犯事件と考える。

2007年4月5日満期の者に対して、今頃告知をしても回復困難な被害が生じている。

このような、前橋刑務所の告知義務違反の行為に対して、人権救済を求めるとというのが本件申立ての趣旨である。

第3 調査の経過（予備審査段階も含めた経過）

2006年（平成18年）12月13日申立て受付

2007年（平成19年）1月11日予備審査開始決定

2007年（平成19年）3月20日前橋刑務所に対し文書照会

2007年（平成19年）4月2日前橋刑務所から回答

2007年（平成19年）4月6日調査開始

2007年（平成19年）7月2日申立人より聴取

2007年（平成19年）11月13日前橋刑務所に対し文書照会

2007年（平成19年）11月22日前橋刑務所から回答

2008年（平成20年）1月11日法務省矯正局、前橋刑務所に対し文書照会

2008年（平成20年）1月30日法務省矯正局から回答

2008年（平成20年）2月28日前橋刑務所に対し文書照会

2008年（平成20年）3月10日前橋刑務所から回答

2008年（平成20年）12月17日法務省矯正局に対し文書照会

2009年（平成21年）1月19日法務省矯正局から回答

第4 調査結果

1 法令等の状況

刑を言い渡された者の移送に関する条約（本調査報告書では「受刑者移送条約」という。）第4条第1項は、「裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。」と定める。

また、国際受刑者移送法第29条は、「締約国の国民等に対して言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならない。」と定める。

この点、平成15年5月26日付け法務省矯保第1560号矯正局長及び保護局長通達「国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出移送の実施について」中送出移送、「その他」の項目において、「新たに条約の締約国となった国があったときは、当該国について条約が発効した時点で、告知の対象者に対し、速やかに告知書にできる限り対象者の理解する言語による翻訳文を添付して対象者に貸与することによって告知をすること。」と定められている。その後出された同名の法務省矯正局長通達（平成18年5月23日付け法務省矯成第3387号矯正局長・保護局長通達、平成19年5月29日付け法務省矯成第3332号矯正局長・保護局長通達）及び「国際受刑者移送法等に基づく送出移送における条約の内容の告知等に関する留意事項について（通知）」（平成19年5月29日付け法務省矯成第3333号矯正局成人矯正課長通知）においても、これと同様の定めがなされている。

さらに、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第10条第3項は、「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」などと定めるとともに、同第12条第4項は、「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。」と定める。

2 文書照会に対する前橋刑務所長の回答（2007年3月30日付け）

(1) 申立人の人定関係

刑の確定した日	2003年（平成15年）4月17日
入所年月日	2003年（平成15年）7月30日
刑の終了日	2007年（平成19年）4月 4日

釈放予定日 2007年(平成19年)4月 5日
国籍 大韓民国

- (2) 申立人が受刑者移送条約の締約国の国民に該当するか

申立人の国籍は大韓民国であり，条約締約国の国民に該当する。

- (3) 当所における条約内容の告知，告知事項及び内規等の有無

刑の執行開始時における指導期間において，当所庶務課長が条約内容を告知している。

告知事項については，2003年6月1日，日本国も国際受刑者移送条約締約国となったことから，当該条約の締約国の国籍を有する受刑者については，国際受刑者移送法第29条に基づく告知として受刑者移送が行われるための最低限の条件として，

あなたが移送を希望する締約国が，あなたの国籍国であること，
又はあなたのことをこの条約の適用上国籍国の国民とみなす旨を宣言していること

あなたの同意があること

日本国の同意があること

あなたが移送を希望する締約国の同意があること

あなたの刑が確定していること

あなたが裁判を受けた犯罪が，あなたが移送を希望する締約国の法律の下でも刑事上の罪に当たること

以上の事項について告知しており，さらに，余罪事件が係属していないこと，罰金，没収又は追徴の執行が残っていないことも条件であると付言して告知している。

内規については，整備していないが，同法に基づいて運用しており，当所においても，過去に数名の外国籍の受刑者が条約に従い移送されることについての表明を行い，送出申出をしている。

- (4) 申立人に対して，受刑者移送条約第4条第1項及び国際受刑者移送法第29条に定める条約の内容の告知は，いつ，どのようにしてなされたか。

申立人から告知を受けていない旨の申し出があったことから，2006年12月8日，当所庶務課長が申立人に対して告知が遅延したことを謝罪した上で，前記(3)の告知事項を告知した。

- (5) 告知が遅延した事実がある場合，どのような事情によるものか。

大韓民国の条約締約発効日が，2005年11月1日であることが

ら，大韓民国国籍を有し，当所に受刑していた申立人に発効日以降，告知しなければならなかったところ，在日となっている申立人は告知対象から漏れていたものである。

3 文書照会に対する前橋刑務所長の回答（2007年11月20日受付）

- (1) 受刑者移送条約の内容告知時期，告知対象範囲，告知方法
刑の執行開始時における指導期間に実施。
外国籍を有した外国人被収容者全員を対象としている。
庶務課長が告知。
- (2) 2005年11月1日現在の前橋刑務所における外国籍受刑者数
136名。
- (3) 2005年11月1日現在での前橋刑務所における在日韓国人受刑者数
12名。
- (4) 2005年11月1日以降，在日韓国人受刑者は，一律に告知対象から漏れていたか。
一律にもれていた。
- (5) 在日韓国人受刑者が，一律に告知対象から漏れていた理由または事情
2005年11月1日が大韓民国の条約締約発効日であることに気づけなかった。2006年4月1日以降の入所者については，全員に告知している。

4 文書照会に対する前橋刑務所長の回答（2008年3月7日受付）

- (1) 「刑の執行開始時における指導期間」の経過後の受刑者で，新たに受刑者移送条約の締約国になった国の国籍を有する者に対しては，同条約の告知は行わないのか。
告知は行う。
において，告知を行う扱いの場合，告知はいつ行うのか。
刑の執行開始時における指導期間に，原則として庶務課長が担当者として行う。
において，告知を行わない取扱いの場合，「刑の執行開始時における指導期間」中の新入受刑者には受刑地の選択権を保障して，

すでに受刑中の者には保障しないことになるのではないか。

平等に保障すべき見地から，2006年4月1日以前に当所に入所した大韓民国国籍を有する受刑者個々に会って，過去の移送条約の話聞いて理解しているか否かを個別に確認しながら，理解していない者に対しては告知を実施した。

- (2) 大韓民国が新たに受刑者移送条約の締結国となり，同国について2005年11月1日に条約が発効したことについて，法務省矯正局から通知を受けなかったのか。

通知されていた。

在日大韓民国国籍12名のうち，申立人を除く11名に対しては，その後，条約の内容告知を行ったか。

告知した。

において，告知したのであればその時期（一定の期間がある場合は，最初の告知日と最後の告知日）

2007年11月20日から2008年3月7日までの間。

において，告知していないのであればその理由（申立人には告知し，他の同様の国籍者には告知しなかった理由）。

当時の担当者が，大韓民国と条約締結となったことを認識できなかったことによると思われる。

しかしながら，当所で調査を実施したところ，担当者は，大韓民国が受刑者移送条約の締結をしていたとの認識を有しなかったものの，本邦が世界の各国と移送条約を締結しており，国籍の国への移送を希望することができる旨の一般的な移送条約の概要は説明しており，大韓民国及びその他の未締結の国を挙げるような説明をしていないので，説明を聞いた受刑者の中には，移送条約により送出希望ができると認識していた大韓民国国籍の受刑者も認められる。

- (3) 在日以外（たとえば違法入国等の入管法違反等で受刑中）の大韓民国国籍受刑者の人数。

9名。

これらの者に対しても同日以降，受刑者移送条約の内容告知はしなかったのか。

告知をしている。

において，実施した場合は告知日（一定の期間がある場合は，

最初の告知日と最後の告知日)。

2007年11月20日から2008年3月5日の間。

において、実施しなかった場合は、在日以外の韓国人受刑者に対して告知をしなかった理由。

該当なし。

5 法務省矯正局長の回答(2008年1月30日受付)

(1) 貴庁は、大韓民国が新たに受刑者移送条約の締結国となり、同国について2005年11月1日に条約が発効したことについて、全国の刑務所及び拘置所に対して通知等の指導をしたか。指導をした場合は、その指導内容及び指導日、指導をしなかった場合はその理由。

(2) 上記(1)に関して別途通達、訓令等を出している場合、それらの内容及び名称

上記(1)(2)に対する回答

平成17年10月11日付け法務省矯成第7171号法務省矯正局成人矯正課長通知「『国際受刑者移送法等に基づく送出国移送における条約の内容の告知等に関する留意事項について』の一部改正について」により、各行刑施設の長(当時)等に対し、大韓民国が欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約を批准し、2005年11月1日に発効することとなったことから、同日以降、同国の国籍を有する受刑者に同条約の内容を告知するように通知した。

6 法務省矯正局成人矯正課長の回答(2009年1月19日受付)

(1) 2003年6月以降、2008年10月までの間に、受刑者移送条約における送出国移送を希望した受刑者のうち、移送を相当と判断された者、移送を不相当と判断された者、の各人数。

送出国移送を相当とされた者 134名。

送出国移送を不相当とされた者 38名。

(2) 法務省矯正局発行の『日本の刑事施設』(2008年2月発行)34頁によれば、「2007年末現在、移送対象となっている国は62か国を数え、移送実績も受入移送2件(米国及び韓国)、送出国移送79件(英国、米国、オランダ及び韓国等14か国)に上り、年々増加傾向にあります。」とのことであり、同33頁の図8送出国移送の推

移の棒グラフからも，送出移送の年々の増加傾向が読み取れる。送出移送が年々増加している理由。

外国人受刑者の改善更生・社会復帰は，その者の母国において図られることが望ましいという理念のもと，送出移送の積極的な運用に努め，関係機関との連携により移送までの手続が円滑に進むようになったため。

- (3) (2)の送出移送の運用等に関して通知，通達，訓令等を出している場合，それらの内容及び名称。

国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出移送の実施について（通達）

〔平成19年5月29日付法務省矯成第3332号矯正局長・保護局長通達〕

国際受刑者移送法等に基づく送出移送における条約の内容の告知等に関する留意事項について（通知）

〔平成19年5月29日付法務省矯成第3333号矯正局成人矯正課長通知〕

7 申立人からの聴取要旨（2007年7月2日）

- (1) 前橋刑務所収容は2003年7月30日から2007年4月4日まで。同年4月5日，刑期満了にて出所している。
- (2) 現在，藤沢市内に住所を有している。
- (3) 申立人の実父，長男，長女はいずれも日本で生活している。

第5 当委員会の判断

当委員会の調査の結果，以下の事実が明らかとなった。

すなわち，

前橋刑務所は，申立人に対しては，受刑者移送条約の内容について，条約締約発効から1年以上が経過した2006年11月6日，申立人本人から条約に関する教示願いがなされたことを契機として，同年12月8日に告知を行った。

しかし，前橋刑務所は，この時点で申立人以外の大韓民国国籍受刑者に対する告知は行わなかった。

その後，申立人から本件申立てがなされ，予備審査を経て2007年11月13日，前橋刑務所に対して文書照会を行った。この文書照会に

対して同年11月20日付けで回答がなされたが、それによると、申立人のみならず在日韓国人受刑者が一律に告知対象から漏れており、その理由は2005年11月1日が条約締約発効日であることに気付かなかったためである、というものであった。

この回答から、在日韓国人受刑者のみならず、すべての大韓民国国籍受刑者に対して告知が行われていなかった可能性が強く窺われたことから、2008年2月28日、さらにこの点に関して前橋刑務所への照会を行った。その結果、前橋刑務所は、在日以外の韓国人受刑者に対しても、告知を行ったとしながら、告知を行った期間は、2007年11月20日から2008年3月5日までの間である旨回答した。同様に、申立人以外の在日韓国人受刑者に対する告知も同期間になされた旨が回答された。

以上から、前橋刑務所は、本件申立人とどまらず、同所に収容中の大韓民国国籍の受刑者全員に対して、受刑者移送条約第4条第1項及び国際受刑者移送法第29条に基づき、条約の内容の通知及び条約に定める事項のうち重要なものの告知を行う義務を、当連合会からの上記の文書照会を受けるまで、完全に怠っていたという重大な事実が判明したものである。

前橋刑務所による、このような大韓民国国籍受刑者に対する措置は人権侵害に当たると考え、第1記載のとおり措置を行うのが相当と考える。その理由は、以下のとおりである。

1 条約の内容の告知を受ける利益とその権利性

(1) 受刑者移送条約の成立経緯は、以下のとおりとされている。

すなわち、1970年代に入り、欧州地域経済の発展及び交通、通信等の発達に伴う外国人犯罪の増加並びに犯罪の国際化を背景として、欧州諸国は、自国において刑に服する外国人の増加に伴う問題に直面することとなった。一方、欧州諸国の刑事当局の間においては、外国において刑に服する者の社会復帰を促進するためには、そのような者に対しその国籍国において刑に服する機会を与えるべきであるとの理念が共有されるようになった。これを受け、1978年(昭和53年)6月の欧州司法大臣会合において、刑を言い渡された者の移送の問題が本格的に討議され、その後の検討を経て、1983年(昭

和 5 8 年) 3 月 2 1 日にストラスブールでこの条約が作成された。

そして、受刑者移送条約の締結の意義は、以下のとおりとされている。

受刑者移送条約は、外国において刑を言い渡された者をその国籍国に移送するための手続等について定めたものである。わが国がこの条約を締結することは、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進するとの見地から有意義であると認められる(以上につき、外務省「刑を言い渡された者の移送に関する条約の説明書」(2002年3月)1頁参照)。

以上の受刑者移送条約の成立経緯、締結の意義に鑑みれば、この条約は、刑を言い渡された者の国籍国での社会復帰を促進することに重きを置いているものと解せられる。

- (2) この点、第4の1で述べたとおり、自由権規約第12条第4項は、誰でも母国に帰国する権利を持つ旨定め、また、自由権規約第10条第3項は、受刑者処遇は矯正と社会復帰目的であることを要請している。

外国籍受刑者は確定判決に基づいて身体を拘束されたものであり、その意味において「自国に戻る権利を恣意的に奪われ」たものとはいえない。しかし、国籍国に本来的な生活の基盤を有する外国籍受刑者にとって、社会復帰とは国籍国における社会復帰にほかならず、そのような受刑者に対して国家は、自由権規約第10条第3項に基づき、将来の国籍国における社会復帰を目的とした処遇を行う義務を負う。受刑者が受刑者移送条約の締約国の国籍者である場合に、条約に基づく告知を行うことは、そのような処遇の当然の前提である。したがって、国が受刑者移送条約に基づく通知を行わないことは、単に条約に違反するのみならず、国家が受刑者に対して負うべき基本的な責務を怠ったものといえる。

これを受刑者の側からとらえた場合、刑事施設から告知を受けることによって、自らが国籍国への受刑者移送の対象者に該当することを知らずして、移送の不可欠の前提であり、かつ、母国での早期社会復帰への必要条件となるものであることから、条約に基づく告知を受ける利益は、保護の対象となる。

この点、外国籍受刑者が受刑者移送条約の締約国民である場合、たしかに、送出移送の最終判断権は政府にあるのであって、受刑者自身

が移送を正式に要求することはできないものとされている。しかし、実績として、概数で、2004年上半期に2人、2005年上半期には10人、2006年上半期には31人、2007年上半期には51人、2007年下半期には79人というように年々送出国の件数が大きく伸びてきており（「刑政」119巻3号（2008）1頁）、2003年6月から2008年10月末日までに送出国を相当とされた者は134人にも達し、送出国を申し出た者全体の約78%にも達している（法務省矯正局成人矯正課課長からの回答）。

したがって、実際に母国に生活の基盤のある外国人受刑者にとって、移送を申し出ることにより、実際に移送がなされる可能性は相当高いのであって、これに対し、告知自体がなされなければ、移送を申し出ることができず、移送の機会そのものが完全に奪われることとなるのであるから、告知を受ける利益は権利として保護されるべきである。

2 前橋刑務所による人権侵害

以上を本件についてみるに、前橋刑務所は、大韓民国国籍受刑者全員について、条約の内容の告知を行わず、しかも、申立人の教示願いにより、遅くとも2006年12月頃には、大韓民国国籍受刑者が条約内容の告知対象から漏れていることに気がついたと考えられるのに、その後も告知をすることなく、在日韓国人受刑者（12名）に対しては、2007年11月20日から2008年3月7日に至ってようやく告知をし、在日以外の韓国人受刑者（9名）に対しては、2007年11月20日から2008年3月5日に至って告知をしているなど、告知漏れに気づいてからもさらに約1年間ないし約1年3か月間放置しており、大韓民国について条約が発効した2005年11月1日から起算すれば、実に約2年ないし2年4か月もの間、告知を怠っているのであって、大韓民国国籍受刑者の告知を受ける権利の侵害は明らかである。

しかも、当連合会が2007年4月6日に調査を開始した後、同年11月13日に第2回目の文書照会を行うまで、前橋刑務所は、申立人を除く大韓民国国籍受刑者に対しては条約内容の告知を一切行わなかった状況に鑑みれば、条約内容の告知を受ける権利の保障や条約、法律の遵守についての前橋刑務所の姿勢には問題がある。

受刑者移送条約の締約国は今後も拡大傾向にあり、新規締約国の国民等に対して条約の内容を告知することを長期にわたって怠るといって、本

件のような人権侵害の深刻な事態が今後も発生する恐れがあることも十分に考えられ、再発防止の見地からも、前橋刑務所に対して勧告すべきであるとの結論に至った。

3 結論

よって、前橋刑務所に対し、「第1 結論」記載のとおり勧告するのが相当である。

以 上